刑訴規則及び被害者保護規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案の概要

1 被害者参加制度

被害者参加の申出がされた旨の通知につき,原則として書面でしなければな <u>らない旨を規定</u> (要綱案第一の1)

被害者参加人が弁護士に委託をした場合の届出につき,弁護士と連署した書 面でしなければならない旨を規定 (要綱案第一の2)

被害者参加人による事実又は法律の適用に関する意見の陳述に関する規定

(要綱案第一の5,6)

裁判長は意見陳述の時間を定めることができる旨を規定

被害者参加人の意見陳述は検察官の論告後速やかにしなければならない旨 を規定

その他 (代表者の選定手続,公判調書等)

2 損害賠償命令制度

申立書の記載事項等

(要綱案第二の3)

損害額の内訳のほか,刑事被告事件の表示等の形式的事項を規定(その余の事項を記載した場合,法9条3項により補正命令の対象となる)

刑事被告事件に係る訴因として特定された事実を記載するには,起訴状の 記載を引用することができる旨を規定

審理期日における手続

(要綱案第二の6)

最初の審理期日において、法で定められた刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、申立書に記載された事実に対する相手方の認否及び申立人の主張の補充を聴くものとする旨を規定

4回以内の審理期日で審理を終結しなければならないことにかんがみ,期日を続行する場合には,必ず次回期日を指定しなければならないこととするとともに,次回期日に行う手続及び当該期日までに準備すべきことを当事者との間で確認するものとする旨を規定(労働審判規則21条2項と同趣旨)民事訴訟手続に移行した場合の書証申出の方式等(要綱案第二の14,15)その他(主張書面の提出方法,民事訴訟規則の準用等)